

# IV

## 分野別施策

### 分野別施策のページの構成と見方

#### 現状と課題

- 財政運営の厳しさが増すとともに、少子高齢化や人口減少により地域社会の担い手が不足することから、行政だけでは多様化・高度化する住民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなることが予想されます。

この項目の施策に取り組むに当たって踏まえるべき現状と課題を示します。具体的には、社会動向や本町における状況、町の取組状況、今後求められる取組等について記載します。

#### 基本方針



- 「顔の見える関係性」に「多様な生き方の尊重」を組み合わせた地域コミュニティ意識の啓発や活動基盤の整備を推進し、地域住民が互いに支え合いながら協力し合うコミュニティの形成を推進します。

この項目の施策に取り組むに当たっての基本方針を示します。

#### 施策の体系

1 住民参加・協働・コミュニティ

- 1 まちづくりへの参画意識の醸成
- 2 行政と住民の協働の推進
- 3 コミュニティ意識の啓発
- 4 コミュニティ活動基盤の整備

この項目を構成する施策の体系を示します。

#### 施策の内容

##### 1-1-1 まちづくりへの参画意識の醸成

施策の方向

- ◆ 町政情報の積極的な発信や広報紙における住民参加や協働の推進を意識し、紙面づくり等に努めます。
- ◆ 特に中高生など若者の町政への関心を高め、積極的にまちづくりに参画しようとする意識の醸成を図ります。

主な事業

- ◇ 協働のまちづくり推進事業

施策の体系に示した施策の方向と主な事業を示します。

#### 成果指標 /

指標名	現状値	目標値
まちづくり講習会の年間開催回数	1回/年	1回/年(現状維持)

この項目の施策効果を検証するために、項目ごとに成果指標を設定し、成果指標の達成度により計画の進捗を管理します。目標年度(令和12年度末)

#### 関連計画 /

計画名	計画期間
第3次大多喜町男女共同参画計画	令和8年度～令和12年度

この項目の施策に関連する計画を示します。

## 基本目標 I

# 地域自治・行政経営

多様性を認め合い  
自分らしく暮らせるまちづくり

1-1 住民参加・協働・コミュニティ

1-2 共生社会

1-3 広報・PR

1-4 行財政運営

1-5 広域連携

### 当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



# 1-1

## 住民参加・協働・コミュニティ

### 現状と課題

- 財政運営の厳しさが増すとともに、少子高齢化や人口減少により地域社会の担い手が不足することから、行政だけでは多様化・高度化する住民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなることが予想されます。
- これからのまちづくりは、住民や各種団体、民間企業等と行政がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協力して進める必要があります。
- 住民と行政との協働や、町政への住民参加をより一層推進するため、情報公開の推進や広報活動の充実等を通じて、住民との情報の共有や行政運営の透明性の確保に努めることにより、住民の町政への関心を高め、まちづくりへの参画を促すことが必要となっています。
- 協働に関する住民の理解や職員の知識を高め、具体的な行動を促進する取組が求められることから、「協働のまちづくり」の方向性を明確にするとともに、住民と行政がお互いに尊重し合い、協力し合う取組が必要となっています。
- 少子高齢化に伴う地域人材の不足等による地域コミュニティへの影響が危惧される一方で、災害等の経験から、防災活動や防犯活動を担う地域社会の重要性が再認識されています。そのため高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちを形成していくためには、地域におけるコミュニティ活動を維持していくことが必要となっています。
- 地域コミュニティは、顔の見える関係性が強みである一方で、性別などに対する無意識の思い込みや偏見等による画一的な役割・期待が伴うと心理的な負担となり、都市部のような匿名性や自由な関係性を求める傾向がみられます。今後は、「顔の見える関係性」に「多様な生き方の尊重」を組み合わせた地域コミュニティづくりが求められます。

#### 【集会施設整備件数の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備件数	0件	2件	4件	4件	0件

## 基本方針



- 住民のまちづくりへの参画意識を醸成します。
- 協働のまちづくりを推進するために、住民の協働に対する理解及び意識向上を図ります。
- 「顔の見える関係性」に「多様な生き方の尊重」を組み合わせた地域コミュニティ意識の啓発や活動基盤の整備を推進し、地域住民が互いに支え合いながら協力し合うコミュニティの形成を推進します。

## 施策の体系

1

住民参加・協働・  
コミュニティ

- 1 まちづくりへの参画意識の醸成
- 2 行政と住民の協働の推進
- 3 コミュニティ意識の啓発
- 4 コミュニティ活動基盤の整備

## 施策の内容

### 1-1-1 まちづくりへの参画意識の醸成

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 町政情報の積極的な発信や広報紙における住民参加や協働の推進を意識した紙面づくり等に努めます。</li><li>◆ 特に中高生など若者の町政への関心を高め、積極的にまちづくりに参画しようとする意識の醸成を図ります。</li></ul>
主な事業	◇ 協働のまちづくり推進事業

### 1-1-2 行政と住民の協働の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 各分野において既に協働で取り組んでいる町民活動について、強化・支援を実施します。</li><li>◆ 協働のまちづくりを推進するために、協働の意義を理解し、参画する住民や活動を進める職員が必要なことから、町民向けの講習や職員研修等を実施します。</li></ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>◇ 協働のまちづくり推進事業</li></ul>

### 1-1-3 コミュニティ意識の啓発

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 「顔の見える関係性」に「多様な生き方の尊重」を組み合わせた地域コミュニティ意識を啓発することにより、町民同士の連帯感を育み、自治会の加入やコミュニティ活動の活性化を推進します。</li><li>◆ 地域の実情に合わせたコミュニティ活動の支援を実施します。</li></ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>◇ コミュニティ育成事業</li><li>◇ 集落支援員事業</li></ul>

### 1-1-4 コミュニティ活動基盤の整備

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ コミュニティ活動施設の整備や活動に対する助成を実施し、コミュニティ活動が安定的に継続される基盤の整備を支援します。</li></ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>◇ コミュニティ育成事業</li></ul>

#### 成果指標 /

指標名	現状値	目標値
まちづくり講習会の年間開催回数	1回／年	1回／年(現状維持)

# 1-2 共生社会

## 現状と課題

- 千葉県男女共同参画社会推進員制度を活用した広報・啓発活動や、審議会等における女性委員の登用促進、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス\*に関する職員向け研修の開催など、男女共同参画社会づくりに向けて様々な取組を進めています。
- 「男性は仕事、女性は家庭」などという無意識の思い込みや偏見が根強く残っており、住民意識調査の結果をみると、「男女共同参画社会づくり」は他の施策と比較すると重要度が平均より低くなっていることが課題となっています。
- 男性中心の組織文化や人間関係を表わすオールド・ボーイズ・ネットワークは、閉鎖的で排他的な男性同士のネットワークのようですが、女性の活躍や多様性の推進を阻害する要因とされ、近年では見直しの動きが進んでいます。
- 男性も女性も、多様性を認め合いながら、個性と能力に応じ、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、性別による役割分担意識の是正に向けた意識啓発や、家庭や職場、地域、行政など様々な場において住民の意識改革・気運醸成を図る必要があります。
- 経済のグローバル化や情報技術・交通手段の発達に伴い、地方においても外国人と交流する機会が増加していることから、教育、文化、スポーツ、経済など様々な分野における国際交流事業を展開してきました。また、姉妹都市メキシコ・クエルナバカ市との交流にも取り組んでいます。
- 町内在住の外国人が快適に生活できる環境づくりや国際化に対応した人材の育成、外国人観光客の誘致拡大に向けて、国際交流活動において中心的役割を担う国際交流協会の支援やこどもの英語教育の継続等を実施していくことが求められます。

\*ワーク・ライフ・バランス:「仕事と生活の調和」を意味し、働く人々が仕事と育児、介護、趣味、学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

## 基本方針



- 男女が尊重し合い、共に個性と能力を発揮できるまちづくりを進めます。
- ワーク・ライフ・バランスの啓発に努め、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら、やるべきこと、やりたいことを両立できる環境づくりを推進します。
- 男性中心の組織文化や人間関係を見直すため、多様な人材を活かし、組織や社会の活性化を図る取組である多様性の推進に努めます。
- 国際交流を促進し、まちづくりや人づくりに活かします。

## 施策の体系



- 1 男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成
- 2 男女が共に働きやすい環境づくりの推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスの啓発
- 4 男女共同参画計画の推進
- 5 国際交流の促進
- 6 多文化共生社会の推進

## 施策の内容

### 1-2-1 男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成を図るため、様々な広報媒体を活用した情報の発信や異なる個性を持つ人が、互いに活躍できる社会を推進します。</li><li>◆ 無意識の思い込みや偏見等、個々の認知や意思決定に無意識に影響を及ぼすあらゆる偏見に左右されない環境づくりを推進します。</li></ul>
主な事業	◇ 男女共同参画推進事業

### 1-2-2 男女が共に働きやすい環境づくりの推進

施策の方向	◆ 育児休業や介護休業制度等に関する啓発を行い、男女が共に働きやすい就労環境の整備を推進します。
主な事業	◇ 男女共同参画推進事業

### 1-2-3 ワーク・ライフ・バランスの啓発

施策の方向	◆ 男女共同参画社会に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発に努め、仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画社会の実現につなげます。
主な事業	◇ 男女共同参画推進事業

#### 1-2-4 男女共同参画計画の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成を図るため、様々な広報媒体を活用し、幅広い世代に対して啓発をします。</li><li>◆ 各種団体との連携・交流等の取組を実施し、より効果的な計画を策定します。</li></ul>
主な事業	◇ 男女共同参画推進事業

#### 1-2-5 国際交流の促進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 国際交流活動の中心的な役割を担う国際交流協会の事業を積極的に支援し、国際交流の活性化を図ります。</li></ul>
-------	--

#### 1-2-6 多文化共生社会の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 国籍や文化の異なる人々が本町で安心して暮らしていくことができるよう、必要となる生活情報や行政情報の提供に努めます。</li><li>◆ 言葉や生活習慣などの文化を超えて、地域社会の一員として暮らしていくための環境整備を図ります。</li></ul>
-------	--

#### ／ 関連計画 ／

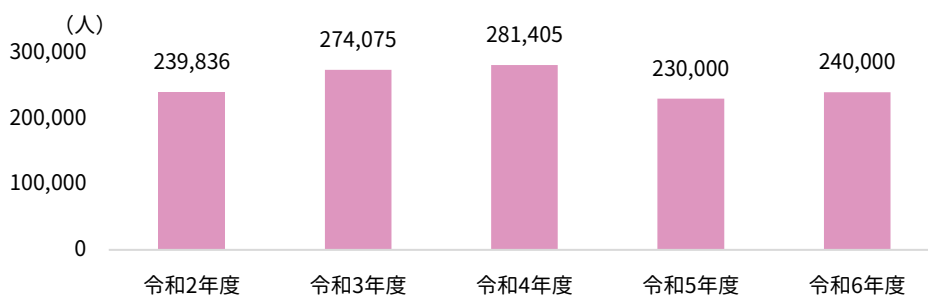
計画名	計画期間
第3次大多喜町男女共同参画計画	令和8年度～令和12年度

# 1-3 広報・PR

## 現状と課題

- 住民が町政の状況を正確かつ迅速に把握できるよう、広報紙やホームページなどにより生活に必要な町政情報を提供しています。
- 広報活動は、住民が必要とする情報を容易に取得できるよう、多様な媒体でわかりやすく提供することが求められることから、広報紙アプリ等のデジタル媒体を利用した情報提供手法の工夫、情報が伝わりやすい広報紙づくりに継続して取り組むとともに、若年層に関係する情報の発信も行い、若い人に興味を持ってもらえるような広報紙づくりも実施していく必要があります。
- 広報紙発行の1年間の計画を立てて、スムーズな情報収集を図るとともに、広報紙掲載内容について、町の取組を載せてほしいという要望に対し、積極的な情報提供を行うことが必要となっています。
- 住民の意向を反映した適切な町政運営を行うために「町長への手紙」等の実施により住民の意向の把握に引き続き努めていく必要があります。また、寄せられた意見や要望を分析し、町政に迅速かつ効果的に活用していくことが求められます。
- 本町の様々な魅力を町の内外にPRし、大多喜町のブランド力を高めることなどにより、「行ってみたい」「住んでみたい」と思うファンを増やすためのシティプロモーションを推進し、関係人口や交流人口を増加させ、地域活力の維持向上につなげる取組が求められます。

【ホームページアクセスユーザー数の推移】



※令和2年度から令和4年度まではホームページ閲覧者数

【おおたき通信登録者数の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数	—	—	—	1,097人	1,457人

※令和5年度から運用開始

## 基本方針



- 住民が必要とする情報をわかりやすく伝えることにより、住民の町政に対する理解を促進します。
- まちづくりに関する住民の意向の把握に努め、適切に町政に反映します。
- 関係人口や交流人口を増加させ、移住・定住人口増につなげていくためシティプロモーションを強化します。

## 施策の体系

### 3 広報・PR

- 1 広報活動の充実
- 2 広聴活動の充実
- 3 シティプロモーションの推進

## 施策の内容

### 1-3-1 広報活動の充実

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 広報体制については、各課が連携し情報の共有化を進め、効果的な情報発信を継続して実施します。</li><li>◆ 広報紙については、記事の充実に努めることや、見やすく、わかりやすい紙面づくりを行うとともに、住民の意見を取り入れながら「住民と共につくる広報」を目指します。</li><li>◆ 町の情報(文字・音声・画像)をスマートフォンやタブレットで確認できるおおたき通信の登録者の増加を図ります。</li><li>◆ タイムリーな町政情報を提供できるよう新たな手法を取り入れることを検討し、発信手法の充実に努めます。</li></ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>◇ 広報おおたき発行事業</li><li>◇ 防災無線維持管理費</li></ul>

### 1-3-2 広聴活動の充実

施策の方向	◆ 「町長への手紙」や各種アンケートなど広聴活動の各手法について、住民が取り組みやすいよう改善を図るとともに、住民からの意見等を町政に迅速かつ効果的に活用できるよう努めます。
主な事業	◇ 広報おおたき発行事業

### 1-3-3 シティプロモーションの推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本町の様々な魅力を町の内外にPRするシティプロモーションを推進し、定住促進や交流人口拡大を図るために、様々な広報媒体を活用した情報発信に取り組むとともに、県内外のイベントに参加し、PR活動を行います。</li> <li>◆ 撮影誘致事業(ロケーションサービス)を行う事業者を支援することにより、関係人口や交流人口の増加、またそれによる地域経済の活性化を図ります。</li> <li>◆ 町民が誇りを持ちながら、住み続けたいと思うまちとするため、町民と共に町の魅力の発掘に努めます。</li> </ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 交流促進事業</li> <li>◇ 観光振興事業</li> </ul>

### 成果指標 /

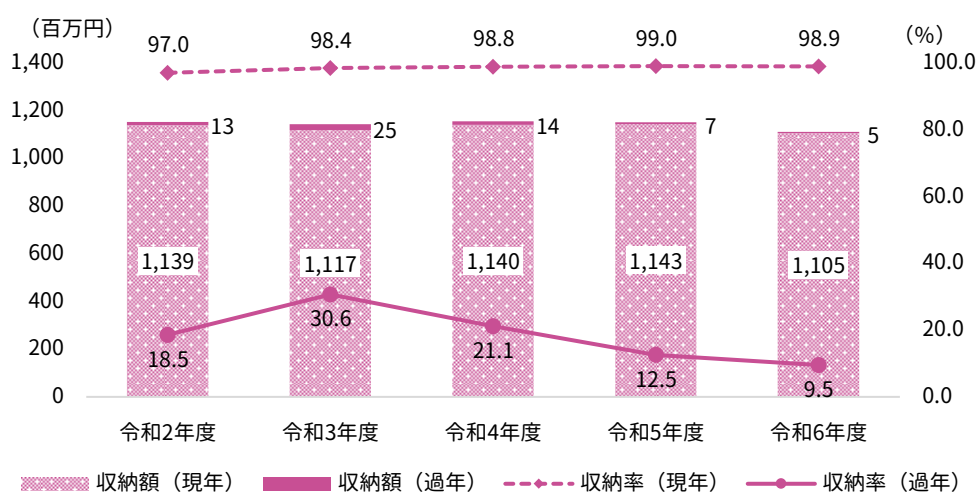
指標名	現状値	目標値
ホームページアクセスユーザー数	240,000人	265,000人
おおたき通信登録者数	1,457人	2,000人
地域間交流イベント等への参加件数	3件	3件(現状維持)

# 1-4 行財政運営

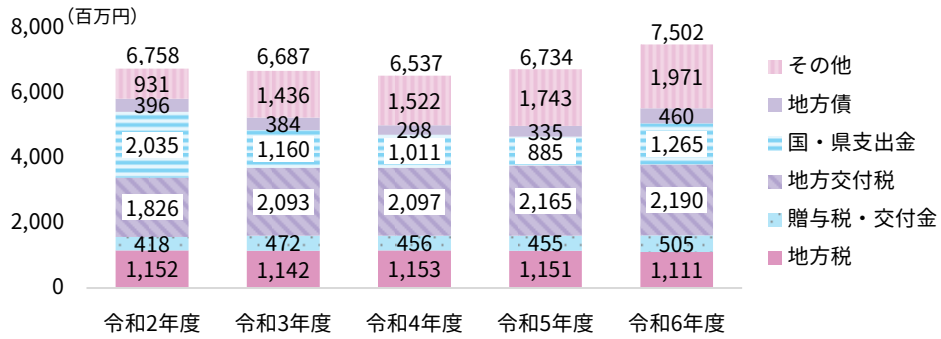
## 現状と課題

- 地域経済の低迷や急速な少子高齢化、人口流出等により町税収入が落ち込み、自主財源の確保が困難な状況が見込まれるとともに、各種交付金の大幅な増額も見込まれないため、歳入全体の増額を見込むことは困難な状況となっています。
- 歳出では、医療・福祉関連経費や一部事務組合の負担金等の増加が大きく、人件費や公債費の総額に占める割合も高い水準で推移するため、経常的な経費の割合が高く、政策的経費の財源確保は難しくなり、依然として厳しい財政状況が続くものと見込まれます。
- 本町の財政を将来にわたって持続可能なものとするためには、財政運営の透明性を確保し町民の町財政に対する理解を深めた上で、これまで取り組んできた事務事業の見直しや各種経費の節減、民間委託の推進等を更に進め、効率的で効果的な行政運営を行うことが求められます。
- 自主財源の確保に向けては、定住人口の維持や本町経済の活性化、受益者負担の適正化、収税対策の強化等の取組を推進していくことが必要です。
- 情報通信技術を効果的に行政事務に導入することでDX（デジタル・トランスフォーメーション）を加速させ、住民サービスの効率化や住民の利便性の向上を推進することが求められるとともに、サーバー及びネットワーク機器の計画的な更新を行い、経費の抑制、事務の効率化、業務の継続性の確保を図り、各種システムとの連携を図る必要があります。
- 高度情報化のために町が町内全域に敷設した光ファイバーケーブルを事業者に貸出しし、情報通信サービスが提供されていますが、この情報通信サービスが有効に活用されるよう引き続き光ファイバーケーブルを維持管理することが求められます。

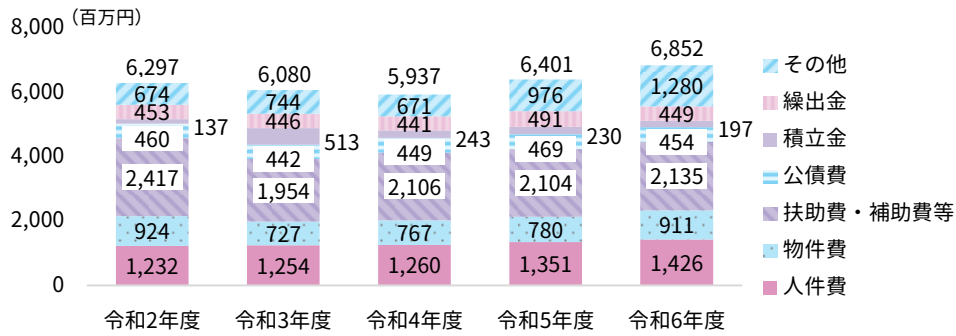
【町税収納額・収納率の推移】



### 【歳入の推移】



### 【歳出の推移】



## 基本方針



- 健全で効率的な行財政運営の推進により、持続可能な行財政基盤を維持します。
- 行政サービスの効率化や住民の利便性の向上を図るため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進します。

## 施策の体系



- 1 計画的、効果的な行政運営の推進
- 2 効率的な組織運営の推進
- 3 行政の情報化の推進
- 4 持続可能な財政運営の確立
- 5 健全な財政基盤の確保
- 6 未利用町有財産の活用
- 7 情報通信網を利用した地域情報化の推進

## 施策の内容

### 1-4-1 計画的、効果的な行政運営の推進

施策の方向	◆ 大多喜町第4次総合計画をはじめ、本町の諸施策の実施に当たっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの運用を推進し、計画的、効果的な行政運営を行います。
-------	---

### 1-4-2 効率的な組織運営の推進

施策の方向	◆ 限られた財源と人材のもとで増加かつ多様化する行政需要に対し、適切な行政サービスを提供するため、職員の資質の向上を図り、潜在的な能力を最大限に引き出し、良質なサービスを提供できる職員の人材育成を推進します。
主な事業	◇ 職員研修事業

### 1-4-3 行政の情報化の推進

施策の方向	◆ 行政サービスの効率化や住民の利便性の向上を図るため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進します。 ◆ 計画的な情報システムの更新や情報セキュリティ対策、行政の情報化（デジタル化）を推進します。
主な事業	◇ 電子計算業務費 ◇ 税務資料ファイリング業務委託事業 ◇ 地図情報システム管理事業 ◇ 住民基本台帳ネットワークシステム事業

### 1-4-4 持続可能な財政運営の確立

施策の方向	◆ 行政サービス水準の維持・向上を図るため、町民のニーズを的確に見定め実施事業の取捨選択をします。 ◆ 総合計画、公共施設等総合管理計画等の各種計画に沿った事業の推進に当たっては、補助金及び起債並びに基金の活用のほか、必要に応じ受益者負担も検討し財源の確保を図ります。 ◆ 将来にわたり持続可能な財政運営の確立を目指します。
-------	--

#### 1-4-5 健全な財政基盤の確保

<b>施策の方向</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 組織としての徴収技術、徴収率が低下しないよう、組織の滞納整理の体制、仕組みを構築し安定した税収の確保を図ります。</li> <li>◆ 固定資産税(土地)評価要領の改定を行い、適切な評価事務を推進し、健全な税収の確保を図ります。</li> </ul>
--------------	--

#### 1-4-6 未利用町有財産の活用

<b>施策の方向</b>	◆ 現在活用されていない町有財産(土地・建物)については、関係部署と連携しながら、幅広く活用方法等を検討し、効果的な利用を推進します。
--------------	---

#### 1-4-7 情報通信網を利用した地域情報化の推進

<b>施策の方向</b>	◆ 情報通信サービスが有効に活用されるよう町が整備した光ファイバーケーブルの維持管理に努めます。
<b>主な事業</b>	◇ 地域情報通信基盤維持管理事業

#### 成果指標 /

指標名	現状値	目標値
経常収支比率 <sup>*1</sup>	93.5%	92.0%
実質公債費比率 <sup>*2</sup>	3.9%	4.2%
町税収納率(現年分)	98.9%	99.0%

\*1経常収支比率:経常的な収入に対する経常的な支出の割合。

\*2実質公債費比率:実質的な負債返済額が町の財政に占める割合。

#### 関連計画 /

計画名	計画期間
大多喜町DX・情報化推進計画	令和8年度～令和12年度

# 1-5 広域連携

## 現状と課題

- 本町が自立した行政運営を安定的に推進していくためには、住民サービスの拡充を図りながら様々な事務事業を効率的に運営することが必要であるため、有効な手法となる広域行政については、今後も効果を検証しながら推進していくことが求められます。
- 消防、防災、保健、医療、福祉、自然環境などの各分野における行政課題は、年々、多様化・高度化していることから、市町村の行政区域を越えた広域連携により、行政運営の効率化を図ることが求められています。
- 消防、救急、介護、水道等の各分野においては夷隅郡市2市2町で夷隅郡市広域市町村圏事務組合を組織し、事業を実施しています。また、し尿処理やごみ処理、火葬場の運営においても広域連携による事業を行っています。

## 基本方針



- 広域的な行政課題について、近隣自治体との連携による取組を推進し、行政運営の効率化を図ります。

## 施策の体系

### 5 広域連携

- 1 広域圏行政の推進
- 2 国・県との連携強化

## 施策の内容

---

### 1-5-1 広域圏行政の推進

施策の方向	◆ 広域的な行政課題について、近隣自治体との連携により、財政負担の少ない効率的、効果的な施策の展開を図ります。
主な事業	◇ 広域行政推進事業 ◇ 上水道運営事業 ◇ 介護認定審査会共同設置事業 ◇ 環境衛生事務費 ◇ 斎場無相苑管理運営事業

### 1-5-2 国・県との連携強化

施策の方向	◆ 国や県の動向の把握をするとともに、必要な事業の実施や支援への要望をします。
-------	---